

半 期 報 告 書

(第 61 期 中) 自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 9 月 30 日

滋賀県彦根市宮田町591番地 1

フジテック株式会社

3 4 9 1 1 1

目 次

頁

第61期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	9
4 【経営上の重要な契約等】	20
5 【研究開発活動】	20
第3 【設備の状況】	21
1 【主要な設備の状況】	21
2 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表等】	26
2 【中間財務諸表等】	56
第6 【提出会社の参考情報】	74
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	75

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第61期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 フジテック株式会社

【英訳名】 FUJITEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内 山 高 一

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市宮田町591番地1

【電話番号】 0749(30)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務本部長 北 川 由 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号
(ゲートシティ大崎イーストタワー17階)

【電話番号】 03(5740)6001(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 東京支社長 赤 松 美 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

フジテック株式会社 東京支社
(東京都品川区大崎一丁目11番2号
(ゲートシティ大崎イーストタワー17階))

フジテック株式会社 大阪支社
(大阪府浪速区難波中二丁目10番70号
(パークスタワー18階))

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回 次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期
会 計 期 間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売 上 高 (百万円)	39,506	46,904	49,065	91,627	104,716
経 常 利 益 (百万円)	1,313	2,397	2,217	3,214	4,772
中間(当期)純利益 (百万円)	264	633	1,157	1,021	7,245
純 資 産 額 (百万円)	56,625	64,208	72,695	60,553	71,786
総 資 産 額 (百万円)	107,202	113,939	118,093	115,970	122,889
1株当たり純資産額 (円)	604.73	637.57	723.53	646.41	713.27
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	2.82	6.76	12.36	10.58	77.32
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	52.8	52.4	57.3	52.2	54.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△820	889	876	1,297	4,113
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,230	△2,111	△1,012	△27	△3,025
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△455	637	△6,625	219	△2,213
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	20,019	18,720	12,502	19,669	18,836
従 業 員 数 (人) [外、平均臨時雇用人員]	6,903 [252]	7,030 [294]	7,228 [313]	6,935 [250]	7,139 [300]

(注) 1 売上高に、消費税等は含めていません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回 次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期
会 計 期 間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売 上 高 (百万円)	20,495	21,872	22,180	48,689	50,797
経 常 利 益 (百万円)	1,696	1,735	2,248	2,017	2,305
中間(当期)純利益 (百万円)	1,152	635	1,162	328	5,481
資 本 金 (百万円)	12,533	12,533	12,533	12,533	12,533
発行済株式総数 (千株)	93,767	93,767	93,767	93,767	93,767
純 資 産 額 (百万円)	44,788	44,692	48,640	45,075	48,822
総 資 産 額 (百万円)	73,060	77,588	77,955	80,013	79,779
1株当たり純資産額 (円)	478.31	477.37	519.63	481.14	521.54
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	12.31	6.78	12.42	3.23	58.55
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	5.00	10.00	12.00
自 己 資 本 比 率 (%)	61.3	57.6	62.4	56.3	61.2
従 業 員 数 (人) [外、平均臨時雇用人員]	2,789 [204]	2,525 [245]	2,582 [260]	2,535 [207]	2,532 [249]

(注) 1 売上高に、消費税等は含めていません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

4 平成19年3月期の1株当たり配当額12.00円は、特別配当2.00円を含んでいます。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
エレベータ部門	6,848 [301]
立体駐車設備部門	185 [5]
全社(共通)	195 [7]
合計	7,228 [313]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載していません。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	2,582 [260]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、米国では住宅市場の停滞などで減速傾向が強まりましたが、中国は高成長を継続し、その他のアジア諸国や欧州も景気の拡大が続くなど、総じて堅調に推移しました。日本経済は、好調な企業業績を背景に設備投資が引き続き増加するなど、民間需要を中心に緩やかに拡大しました。

このような情勢の中、昇降機業界の需要は、北米市場では集合住宅が減少したものの、オフィスビルや商業施設などは堅調に推移しました。一方、アジアにおいては、中国市場は集合住宅を中心に旺盛な需要が続き、また、南アジア地域でも景気拡大に伴う需要の回復が見られました。日本市場では公共投資は引き続き縮減しましたが、民間部門ではマンション向けの堅調な需要のほか、ショッピングセンターを核とする複合施設などの需要に回復が見られました。しかしながら、収益面では、すべての市場で激しい価格競争が継続し、原材料価格の上昇が続くなど厳しい状況の下で推移しました。

かかる環境の下で、当社グループはグローバルな販売活動を展開した結果、当中間連結会計期間の売上高は、国内売上高は前年同期比5.6%増加、海外売上高は南アジアおよび北米での増加と為替の円安などで同3.9%増加したことにより、490億65百万円（前年同期比4.6%増）となりました。損益面では、営業利益は、日本、南アジアが増加し、北米・欧州の損失も縮小したものの、東アジアで減益となった結果、17億51百万円（前年同期比7.2%減）となり、経常利益は受取配当金の減少などで、22億17百万円（同7.5%減）となりました。特別損益で、投資有価証券評価損などが減少した一方、エレベータ部材の改修工事に要する直接費用3億96百万円を計上した結果、税金等調整前中間純利益は、前年同期比3億88百万円増加し、18億22百万円となりました。法人税等調整額の減少による税金費用および東アジア減益に伴う少数株主利益がそれぞれ前年同期比減少した結果、中間純利益は前年同期比5億23百万円増加し、11億57百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

	売上高(百万円)			営業利益または営業損失(△)(百万円)		
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減率(%)	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減額
日本	21,872	22,180	1.4	508	644	136
北米	10,653	11,151	4.7	△170	△83	86
欧州	940	672	△28.6	△13	2	15
南アジア	4,298	5,267	22.6	392	491	98
東アジア	12,318	12,272	△0.4	1,252	711	△541
小計	50,083	51,544	—	1,969	1,765	△204
消去	(3,178)	(2,479)	—	(82)	(13)	68
連結	46,904	49,065	4.6	1,887	1,751	△136

① 日本

売上高は、モダンゼーション工事や修理工事が増加し、221億80百万円（前年同期比1.4%増）となりました。利益面では、保守台数増やモダンゼーション・修理工事の売上増などで、営業利益は6億44百万円（同26.9%増）となりました。

② 北米

売上高は保守サービス業務の伸長により、111億51百万円（前年同期比4.7%増）となり、営業損益は損失が縮小して、83百万円の営業損失（同86百万円の損失減）となりました。

③ 欧州

売上高は6億72百万円（前年同期比28.6%減）となったものの、営業損益は2百万円の営業利益（前年同期は13百万円の損失）となりました。

④ 南アジア

売上高は住宅・商業施設などの建設投資の回復などにより、52億67百万円（前年同期比22.6%増）となり、営業利益は売上の増加に伴い、4億91百万円（同25.1%増）となりました。

⑤ 東アジア

売上高は中国での熾烈な価格競争などにより、122億72百万円（前年同期比0.4%減）となり、営業利益は原材料価格の上昇などにより、7億11百万円（同43.2%減）となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりです。

	売上高(百万円)			営業利益または営業損失(△)(百万円)		
	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	増減率(%)	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	増減額
エレベータ部門	46,052	48,425	5.2	1,905	1,734	△170
立体駐車設備部門	852	640	△24.9	△18	16	34
合計	46,904	49,065	4.6	1,887	1,751	△136

① エレベータ部門

売上高は、国内売上高および海外売上高がいずれも前年同期を上回り、484億25百万円（前年同期比5.2%増）となりました。営業利益は、日本での保守台数増やモダンゼーション・修理工事の売上増加となった一方、中国を始めとする東アジアでの熾烈な価格競争や原材料価格の上昇などにより、17億34百万円（同9.0%減）となりました。

② 立体駐車設備部門

日本が主体の同部門の売上高は、前年同期比24.9%減少の6億40百万円となりましたが、営業損益は16百万円の営業利益（前年同期は18百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

	前中間連結会計期間 (百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)	増減額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	889	876	△12
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,111	△1,012	1,099
財務活動によるキャッシュ・フロー	637	△6,625	△7,262
現金及び現金同等物に係る換算差額	△364	409	774
現金及び現金同等物の増減額	△949	△6,351	△5,401
連結子会社増加に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	17	17
現金及び現金同等物の中間期末残高	18,720	12,502	△6,218

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、有形固定資産の売却による収入などにより投資活動によるキャッシュ・フローが増加し、現金及び現金同等物に係る換算差額が円安の影響で増加しましたが、たな卸資産の増加額が拡大したことなどにより営業活動によるキャッシュ・フローが微減、短期借入金の減少などにより財務活動によるキャッシュ・フローが減少したことにより、前中間連結会計期末残高に比べ62億18百万円減少し、125億2百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比12百万円減少し、8億76百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益が18億22百万円、売上債権の減少が26億41百万円、前受金の増加が15億38百万円となったものの、下半期の売上増に対応したたな卸資産の増加や法人税等の支払によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比10億99百万円増加し、10億12百万円の支出となりました。これは、有形固定資産の売却による収入33億32百万円に対し、定期預金（預入期間が3ヶ月超）の収支純額が22億87百万円の支出や有形固定資産の取得による支出19億13百万円などによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比72億62百万円減少し、66億25百万円の支出となりました。これは、短期借入金の減少額が52億97百万円や配当金の支払などによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは単一の事業活動を営んでおり、事業の種類別セグメント情報の記載を行っていないため、生産実績、受注状況および販売実績について事業部門別に記載しています。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における事業部門別の生産実績は、次のとおりです。

事業部門の名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
エレベータ部門	53,017	+10.7
立体駐車設備部門	1,577	+7.0
合計	54,594	+10.6

- (注) 1 金額は平均販売価格によっています。
2 上記の金額に消費税等は含めていません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における事業部門別の受注状況は、次のとおりです。

事業部門の名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
エレベータ部門	54,717	+9.5	103,803	+9.3
立体駐車設備部門	523	△50.4	1,411	△26.2
合計	55,241	+8.3	105,215	+8.6

- (注) 上記の金額に消費税等は含めていません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における事業部門別の販売実績は、次のとおりです。

事業部門の名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
エレベータ部門	48,425	+5.2
立体駐車設備部門	640	△24.9
合計	49,065	+4.6

- (注) 1 相手先別の販売実績が、総販売実績に対し10%以上のものではありません。
2 上記の金額に消費税等は含めていません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成19年5月11日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入しています。その有効期間は平成19年6月27日開催の当社定時株主総会の日まででありましたが、同総会において大規模買付ルールの継続について決議され、平成19年6月27日開催の定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで継続することとしています。会社支配に関する基本方針および大規模買付ルールの内容は以下の通りです。

I 会社支配に関する基本方針について

当社は1948年に創業以来エレベータ、エスカレータ、オートウォーク、立体駐車設備の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界20の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあう複合生産体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を構築し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

II 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

1. 中期計画に基づく取組み

当社グループは2004年から2006年まで進めてきた中期経営計画（Change & Charge）に続き、2007年4月から新しい中期経営計画（Regeneration for Quality）をスタートいたしました。

- * お客さまに信頼され喜ばれる商品とサービスを提供する。
 - * 感性と創造力を大切に、新しい価値を創造し、社会に貢献する。
 - * 社員1人ひとりが成長し、専門メーカーとしての誇りをもてる会社になる。
- という長期ビジョン（Top Quality for Customers）実現に向けた第1ステップとして、
- * 安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える。
 - * グローバルで評価されるナンバーワン商品を提供する。
 - * 企業体質を革新して、持続的成長基盤を強固にする。

という3つの経営ビジョンを掲げ、選択と集中による利益率向上、品質の向上を経営方針の中核として、2009年度末に営業利益率8%の達成、業界トップクラスの商品信頼性維持向上を目指しています。

地域ごとの経営方針として、

日本市場におきましては

- ・ 新標準型エレベータの開発・商品化によるシェアアップ、収益確保
- ・ メンテナンス契約の拡大とモダニゼーション・修理工事の拡販
- ・ 据付、メンテナンス技能の向上と予防保全システムの整備

東アジア市場におきましては

- ・ 中国市場における拡販体制の強化
- ・ 上海華昇エスカレータ新工場稼働によるエスカレータ生産体制の強化
- ・ 上海調達センターの活用
- ・ メンテナンス契約の確保とモダニゼーション・修理工事の拡販

南アジア市場におきましては

- ・ フジテック・シンガポールを中核としたインド・周辺ASEAN諸国への計画的進出
- ・ シンガポール民間市場での拡販
- ・ シンガポールからグループ企業への機器供給体制の確立

欧米市場におきましては

- ・ 地域事情に即した効率経営の推進
- ・ メンテナンス事業の強化とモダニゼーション・修理工事の拡販

等に取り組んでまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

(1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員の任期を1年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役室に置いています。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動を全社に浸透させることを目的として「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定して、コンプライアンス体制の推進に努めています。また、法令違反等の疑義に関して匿名で通報できる相談・通報体制「フジテック・ホットライン」を運営しています。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社的リスク評価と対策の決定を行っています。当委員会の下に「リスクマネジメント運営委員会」を設け、リスクマネジメント・システムが全社的に機能するよう、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的・顕在的リスクに対して、迅速かつ的確な対処を行っています。このほか、分野別のリスク管理として、コンプライアンス委員会を始め、情報セキュリティ委員会、商品安全委員会等を設置して活動を行っています。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社の株券等の大規模買付行為（III. 2. (2)において定義されます。以下同じ。）が行われる場合には、以下に述べます大規模買付ルールに従っていただくこととし、これを遵守した場合およびこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルール導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様への判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまふ。したがって、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付ルールを導入し、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者（Ⅲ. 2. (1) ①において定義されます。以下同じ。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることを決定いたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの概要

① 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定株主グループ（下記Ⅲ. 2. (2)において定義されます。以下同じ。）に対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しました。

大規模買付ルールの導入当初における独立委員会の委員は、上林孝典氏、島武男氏、および中野正信氏であります（各委員の氏名および略歴については資料1ご参照）。

大規模買付ルールにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記Ⅲ. 2. (4)に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記Ⅲ. 2. (5)に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記Ⅲ. 3. (1)に定める例外的対応を採る場合並びに下記Ⅲ. 3. (2)に定める対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(2) 対象となる買付等

大規模買付ルールは、(i)特定株主グループ(注)1の議決権割合(注)2を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注)3の買付行為(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび証券取引法施行令第6条第2項若しくは第14条の6に規定される各取引を行うこと)を含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。)、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、(iii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注)4(以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。)を適用対象とします。

- (注)1 (i)当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。)または、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 2 特定株主グループが、(注)1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、(ii)特定株主グループが、(注)1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、4半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 3 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めない限り、同じとします。
- 4 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他証券取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2. (2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、大規模買付ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期間を定めた上、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員、業務執行組員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験等を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質の提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要な範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えます。

① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

(i) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合

④ 取得行為の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループの本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合

⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合

⑥ 大規模買付者による大量取得後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、エレベータ事業、立体駐車場設備事業の安全性に支障をきたすおそれのある場合

⑦ その他①ないし⑥に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると認められる場合

なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大量取得後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響等を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置を採る場合があります。

大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が大規模買付ルールに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置とします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、資料2に記載のとおりです。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記Ⅲ. 3. (1) 記載の対抗措置を採ること、または上記Ⅲ. 3. (2) 記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に大規模買付者が買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

①新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

なお、前記Ⅲ. 3. において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（大規模買付者および特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者は除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株主については、名義書換手続は不要です。）。

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 大規模買付ルールの有効期間、廃止および変更

大規模買付ルールの有効期間は、平成19年6月27日開催の定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

ただし、有効期間の満了前に、当社株主総会または当社取締役会により大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。

したがって、大規模買付ルールは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

当社取締役会は、株主の皆様のご了承を得て、大規模買付ルールが延長された場合、あるいは、大規模買付ルールが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（大規模買付ルールに関する法令・証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、大規模買付ルールを修正し、または変更する場合があります。

当社は、大規模買付ルールの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、並びに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本対応方針の導入にあたって、以下の理由から、本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、大規模買付ルールが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 株主意思を重視するものであること

前記の通り、大規模買付ルールは、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、大規模買付ルールの継続について株主の皆様のご了承をいただいた場合に限り有効期間が延長されるものであります。

また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会により大規模買付ルールを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールは速やかに変更または廃止されることになっております。

以上の理由から、大規模買付ルールの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、上記Ⅲ. 3. にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。

したがって、大規模買付ルールの有効期間内であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、大規模買付ルールにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載したとおり、大規模買付ルールは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、大規模買付ルールを廃止することが可能です。したがって、大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、大規模買付ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

資料 1

独立委員会の委員の氏名・略歴

上林 孝典（かんばやし たかすけ）

昭和5年3月18日生まれ

昭和28年 伊藤忠商事株式会社入社

昭和56年 伊藤忠商事株式会社 取締役

昭和59年 同社 代表取締役常務 業務本部長

昭和61年 同社 業務グループ担当兼開発グループ担当兼情報通信総合企画室担当

平成元年 同社 代表取締役副社長 社長補佐兼繊維部門分掌

平成4年6月 同社 理事（現任）

タキロン株式会社 代表取締役会長

平成8年6月 同社 取締役相談役

平成12年6月 同社 名誉顧問（現任）

島 武男（しま たけお）

昭和16年3月生まれ

昭和44年 弁護士登録（大阪弁護士会）（現職）

昭和47年 島武男法律事務所設立

平成元年 大阪弁護士会副会長

平成2年 畑良武法律事務所と島武男法律事務所合併により、さくら法律事務所設立

平成10年 いちよし証券(株)社外監査役

平成15年6月 いちよし証券(株)社外取締役（現任）

平成18年2月 いちよし証券(株)社外専門家委員会委員長（現任）

中野 正信（なかの まさのぶ）

昭和22年2月6日生まれ

昭和45年 監査法人中央会計事務所（現 みすず監査法人）入所

昭和50年 公認会計士登録（現職）

平成元年 中央新光監査法人（現 みすず監査法人）代表社員

平成12年 中野正信公認会計士事務所開設（現任）

平成14年10月 税理士登録（現職）

平成17年3月 税理士法人T A S設立、代表社員（現任）

平成19年6月 当社 社外監査役（現任）

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、前記6.の行使条件のための新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動およびその成果としては、中国国内向けに機械室なしエレベータ「エクセルMLVF-II」の販売を開始し、商品ラインアップの充実を図りました。国内では、「安全・安心」を追求する商品として、標準型エレベータ「エシード-α」に装備されている地震対応機能に加え、気象庁から配信される「緊急地震速報」と連動して、主要動が到達する前にエレベータを自動的に最寄階へ停止させるシステムの販売を開始しました。また、かごドア戸袋への引き込みを防止する赤外線センサや乗場ドアへの挟まれを防止する光電式多光軸センサ、さらにエレベータに乗り込もうとする人を検知する光電式3次元センサを開発し、エレベータ乗降時の安全性を高めています。一方、エスカレータでは、生産・据付・保守の効率向上を追求したエスカレータ「GS8000-NX」シリーズを商品化しました。当機種は中国・上海と日本の両拠点で世界標準仕様として生産し、中国・日本市場を始め全世界への販売を展開いたします。国内向けでは、エスカレータのステップとサイドスカート部に靴や衣服の裾などが挟まれるのを防ぐため、既設のエスカレータにも設置できる「巻込防止ブラシ」を取り揃えました。さらに、エスカレータを緊急避難経路として利用できる「ステップ下降防止装置」を開発するなど、非常時への対応も図っています。

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は11億11百万円であり、部門別内訳として、エレベータ部門11億3百万円、立体駐車設備部門8百万円となっています。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設および改修についての重要な変更は、次のとおりであります。

新設および改修

当社の本社製作所に建設する予定でありました倉庫については、総合的な見直しにより、当面見合わせることにしたため、計画を延期しました。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普 通 株 式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種 類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	93,767,317	93,767,317	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	93,767,317	93,767,317	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日 ～平成19年9月30日	—	93,767	—	12,533	—	14,565

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 ウチヤマ・インターナショナル	大阪府茨木市庄一丁目28番10号	10,025	10.69
メロン・バンク・トリーティ ー・クライアーツ・オムニバス (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108, U.S.A (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	8,334	8.88
日本マスター・トラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,598	5.97
富士電機ホールディングス 株式会社	川崎市川崎区田辺新田1番1号	5,089	5.42
シージーエムエル・ロンドン エクイティ (常任代理人 シティバンク 銀 行株式会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	4,968	5.29
クレディット・スイス・チュー リッヒ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行決済事業部)	600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	4,580	4.88
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町二丁目2番1号	4,203	4.48
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,471	3.70
ノーザン・トラスト・カンパ ニー(エイブイエフシー)アカウ ント・ノン・トリーティ (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,255	2.40
株式会社みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	1,989	2.12
計	—	50,513	53.87

(注) 次の法人等から証券取引法に基づく大量保有(変更)報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告を受けていますが、当中間期末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。その大量保有(変更)報告書の内容は次のとおりです。

氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の割 合(%)	報告義務発生日
ダルトン・インベストメン ツLLC	カリフォルニア州90025、ロサン ゼルス市ウィルシャー・ブルヴァ ード12424、スイート600	14,346	15.30	平成19年4月23日
トゥイーディー・ブラウ ン・カンパニーLLC	10022 ニューヨーク州、ニュー ヨーク市、パーク街350	7,255	7.74	平成13年12月31日
モルガン・スタンレー証券 株式会社他7社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3 号	3,413	3.64	平成19年9月14日

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 162,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,267,000	93,267	—
単元未満株式	普通株式 338,317	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	93,767,317	—	—
総株主の議決権	—	93,267	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれています。また、「議決権の数」欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれています。

2 「単元未満株式」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式500株および当社所有の自己株式16株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
フジテック株式会社	滋賀県彦根市宮田町591番地1	162,000	—	162,000	0.17
計	—	162,000	—	162,000	0.17

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月 別	平成19年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最 高 (円)	884	876	892	861	795	792
最 低 (円)	785	805	819	734	669	695

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)および前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表については、有恒監査法人により中間監査を受け、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)および当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表および中間財務諸表については、大阪監査法人により中間監査を受けています。

なお、従来から当社が監査証明を受けている有恒監査法人は、平成19年7月1日に合併し、大阪監査法人となりました。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		19,365		19,467		23,317	
2 受取手形及び 売掛金	※4	24,886		28,297		29,984	
3 たな卸資産		19,018		21,365		16,964	
4 繰延税金資産		1,417		665		468	
5 その他		3,228		2,172		5,533	
貸倒引当金		△342		△452		△435	
流動資産合計		67,573	59.3	71,516	60.6	75,832	61.7
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1、2						
(1) 建物及び構築物		12,506		16,498		16,432	
(2) 機械装置及び 運搬具		2,680		3,247		3,351	
(3) 工具、器具及び 備品		1,801		1,802		1,880	
(4) 土地		7,009		6,992		6,963	
(5) 建設仮勘定		4,156	28.155	547	29.088	480	29.108
2 無形固定資産							
(1) のれん		2,188		2,369		2,237	
(2) その他		1,940	4.128	1,974	4.344	1,929	4.166
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		9,166		7,634		8,708	
(2) 繰延税金資産		66		71		68	
(3) その他		5,110		5,743		5,330	
貸倒引当金		△261	14.082	△304	13.144	△324	13.782
固定資産合計		46,366	40.7	46,577	39.4	47,056	38.3
資産合計		113,939	100.0	118,093	100.0	122,889	100.0

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び 買掛金	※4	10,537		12,430		12,537	
2 短期借入金	※2	12,877		8,115		13,140	
3 一年以内に返済予定 の長期借入金		2,100		—		—	
4 賞与引当金		342		370		1,229	
5 工事損失引当金		1,426		1,273		1,123	
6 完成工事補償引当金		9		324		25	
7 未払法人税等		616		816		806	
8 前受金		7,927		7,960		6,160	
9 その他	※4	6,540		5,671		7,499	
流動負債合計		42,377	37.2	36,962	31.3	42,521	34.6
II 固定負債							
1 長期借入金		1,800		1,800		1,800	
2 繰延税金負債		197		1,133		1,584	
3 退職給付引当金		5,149		5,091		4,754	
4 役員退職慰労引当金		200		—		437	
5 長期未払金		5		410		5	
固定負債合計		7,353	6.4	8,435	7.2	8,580	7.0
負債合計		49,730	43.6	45,398	38.5	51,102	41.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		12,533	11.0	12,533	10.6	12,533	10.2
2 資本剰余金		14,565	12.8	14,565	12.4	14,565	11.9
3 利益剰余金		41,478	36.4	48,116	40.7	47,622	38.7
4 自己株式		△97	△0.1	△113	△0.1	△106	△0.1
株主資本合計		68,480	60.1	75,102	63.6	74,615	60.7
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		3,158	2.8	2,233	1.9	2,917	2.4
2 繰延ヘッジ損益		△0	△0.0	1	0.0	0	0.0
3 為替換算調整勘定		△11,945	△10.5	△9,611	△8.2	△10,755	△8.8
評価・換算差額等 合計		△8,788	△7.7	△7,376	△6.3	△7,837	△6.4
III 少数株主持分		4,516	4.0	4,969	4.2	5,008	4.1
純資産合計		64,208	56.4	72,695	61.5	71,786	58.4
負債純資産合計		113,939	100.0	118,093	100.0	122,889	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			46,904	100.0		49,065	100.0	104,716	100.0	
II 売上原価			37,688	80.4		39,591	80.7	85,172	81.3	
売上総利益			9,216	19.6		9,474	19.3	19,543	18.7	
III 販売費及び 一般管理費	※1		7,328	15.6		7,722	15.7	15,506	14.8	
営業利益			1,887	4.0		1,751	3.6	4,037	3.9	
IV 営業外収益										
1 受取利息		417			529		872			
2 受取配当金		117			94		149			
3 為替差益		75			43		169			
4 雑収入		164	776	1.7	111	778	1.6	347	1,538	1.5
V 営業外費用										
1 支払利息		208			256		487			
2 雑損失		57	266	0.6	56	312	0.7	316	803	0.8
経常利益			2,397	5.1		2,217	4.5		4,772	4.6
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※2	10			0		7,906			
2 貸倒引当金戻入益		—			9		—			
3 投資有価証券売却益		1			4		1			
4 減損損失戻入益	※3	38	50	0.1	—	14	0.1	38	7,946	7.6
VII 特別損失										
1 固定資産売却損	※4	8			0		11			
2 固定資産除却損	※5	497			6		698			
3 製品改修損失		—			396		—			
4 投資有価証券評価損		416			5		469			
5 本社および工場移転 費用		92	1,014	2.1	—	409	0.8	101	1,279	1.2
税金等調整前 中間(当期)純利益			1,433	3.1		1,822	3.8		11,438	11.0
法人税、住民税 及び事業税		291			665		878			
法人税等調整額		260	551	1.2	△181	483	1.0	2,769	3,647	3.5
少数株主利益			248	0.5		181	0.4		545	0.6
中間(当期)純利益			633	1.4		1,157	2.4		7,245	6.9

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,533	14,565	41,344	△93	68,349
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注) 1			△468		△468
役員賞与 (注) 1			△26		△26
従業員奨励及び福利基金 (注) 2			△4		△4
中間純利益			633		633
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	134	△4	130
平成18年9月30日残高(百万円)	12,533	14,565	41,478	△97	68,480

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	3,676	—	△11,472	△7,796	4,595	65,149
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当 (注) 1						△468
役員賞与 (注) 1						△26
従業員奨励及び福利基金 (注) 2						△4
中間純利益						633
自己株式の取得						△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△518	△0	△472	△991	△78	△1,070
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△518	△0	△472	△991	△78	△940
平成18年9月30日残高(百万円)	3,158	△0	△11,945	△8,788	4,516	64,208

(注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

2 在外子会社による当該国の法令に基づく利益処分項目です。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	12,533	14,565	47,622	△106	74,615
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△655		△655
従業員奨励及び福利基金(注)			△5		△5
連結子会社増加に伴う減少			△1		△1
中間純利益			1,157		1,157
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	494	△6	487
平成19年9月30日残高(百万円)	12,533	14,565	48,116	△113	75,102

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	2,917	0	△10,755	△7,837	5,008	71,786
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△655
従業員奨励及び福利基金(注)						△5
連結子会社増加に伴う減少						△1
中間純利益						1,157
自己株式の取得						△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△683	0	1,143	461	△39	421
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△683	0	1,143	461	△39	909
平成19年9月30日残高(百万円)	2,233	1	△9,611	△7,376	4,969	72,695

(注) 在外子会社による当該国の法令に基づく利益処分項目です。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,533	14,565	41,344	△93	68,349
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当 (注) 1			△468		△468
剰余金の配当			△468		△468
役員賞与 (注) 1			△26		△26
従業員奨励及び福利基金 (注) 2			△4		△4
当期純利益			7,245		7,245
自己株式の取得				△12	△12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	—	6,278	△12	6,265
平成19年3月31日残高(百万円)	12,533	14,565	47,622	△106	74,615

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	3,676	—	△11,472	△7,796	4,595	65,149
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当 (注) 1						△468
剰余金の配当						△468
役員賞与 (注) 1						△26
従業員奨励及び福利基金 (注) 2						△4
当期純利益						7,245
自己株式の取得						△12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△759	0	717	△41	413	372
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△759	0	717	△41	413	6,637
平成19年3月31日残高(百万円)	2,917	0	△10,755	△7,837	5,008	71,786

- (注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。
 2 在外子会社による当該国の法令に基づく利益処分項目です。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金 額 (百万円)	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		1,433	1,822	11,438
減価償却費		991	1,135	2,216
賞与引当金の増減額(減少:△)		△708	△904	201
工事損失引当金の増減額(減少:△)		116	112	△231
退職給付引当金の増減額(減少:△)		308	317	△111
受取利息及び受取配当金		△535	△623	△1,021
支払利息		208	256	487
売上債権の増減額(増加:△)		2,046	2,641	△2,330
たな卸資産の増減額(増加:△)		△1,420	△4,038	1,023
仕入債務の増減額(減少:△)		256	△419	1,968
前受金の増減額(減少:△)		999	1,538	△966
未払金の増減額(減少:△)		△335	—	—
前払費用の増減額(増加:△)		△623	△703	59
その他		△250	317	△6,620
小計		2,487	1,451	6,114
割増退職金の支払額		△1,157	—	△1,187
法人税等の支払額		△441	△575	△814
営業活動によるキャッシュ・フロー		889	876	4,113
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△253	△4,571	△4,946
定期預金の払戻による収入		92	2,284	1,007
有形固定資産の取得による支出		△4,025	△1,913	△6,790
有形固定資産の売却による収入		56	3,332	5,367
投資有価証券の取得による支出		△31	△0	△33
投資有価証券の売却・償還による収入		1	6	1
貸付金の回収による収入		1,770	6	1,788
利息及び配当金の受取額		494	627	970
その他		△216	△783	△392
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,111	△1,012	△3,025

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区 分	注記 番号	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額(減少:△)		1,578	△5,297	1,708
利息の支払額		△170	△296	△437
配当金の支払額		△468	△654	△937
少数株主への配当金支払額		△297	△370	△327
その他		△5	△6	△2,219
財務活動によるキャッシュ・フロー		637	△6,625	△2,213
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		△364	409	292
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		△949	△6,351	△833
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		19,669	18,836	19,669
Ⅶ 連結子会社増加に伴う現金及び 現金同等物の増加額		—	17	—
Ⅷ 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高		18,720	12,502	18,836

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(イ)連結子会社の数 16社 主要な連結子会社名 フジテック(HK)CO.,LTD. (香港) フジテックシンガポール CORPN.LTD. (シンガポール) フジテックアメリカINC. (米国) 華昇富士達電梯有限公司 (中国)</p> <p>(ロ)主要な非連結子会社の 名称等 主要な非連結子会社 フジテック アルゼンチ ーナS.A.(アルゼンチン)</p> <p>(連結の範囲から除いた理 由) 非連結子会社は、いずれ も小規模であり、合計の総 資産、売上高、中間純損益 (持分に見合う額)および利 益剰余金(持分に見合う額) 等は、いずれも中間連結財 務諸表に重要な影響を及ぼ していないためです。</p>	<p>(イ)連結子会社の数 17社 主要な連結子会社名 フジテック(HK)CO.,LTD. (香港) フジテックシンガポール CORPN.LTD. (シンガポール) フジテックアメリカINC. (米国) 華昇富士達電梯有限公司 (中国)</p> <p>なお、フジテックINC. (フィリピン)について は、連結子会社フジテッ ク シンガポール CORPN.LTD.(シンガポ ール)による支配獲得によ り、当中間連結会計期間 より連結子会社に含まる こととしました。</p> <p>(ロ)主要な非連結子会社の 名称等 主要な非連結子会社 同左</p> <p>(連結の範囲から除いた理 由) 同左</p>	<p>(イ)連結子会社の数 16社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に 記載しているため、省略 しています。</p> <p>(ロ)主要な非連結子会社の 名称等 主要な非連結子会社 同左</p> <p>(連結の範囲から除いた理 由) 非連結子会社は、いずれ も小規模であり、合計の総 資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額)および利 益剰余金(持分に見合う額) 等は、いずれも連結財務諸 表に重要な影響を及ぼして いないためです。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(イ)持分法適用の非連結子 会社数 一社</p> <p>(ロ)持分法適用の関連会社 数 一社</p>	<p>(イ)持分法適用の非連結子 会社数 一社</p> <p>(ロ)持分法適用の関連会社 数 一社</p>	<p>(イ)持分法適用の非連結子 会社数 一社</p> <p>(ロ)持分法適用の関連会社 数 一社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ハ)持分法を適用していない非連結子会社(フジテック アルゼンチーナ S.A. 他)および関連会社(フジテック サウジアラビア CO., LTD.)は、それぞれ中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。	(ハ) 同左	(ハ)持分法を適用していない非連結子会社(フジテック アルゼンチーナ S.A. 他)および関連会社(フジテック サウジアラビア CO., LTD.)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、すべて6月30日であります。 なお、中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。	同左	連結子会社の事業年度末日は、すべて12月31日であります。 なお、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。
4 会計処理基準に関する事項	(イ)重要な資産の評価基準および評価方法 ①有価証券 非連結子会社株式および関連会社株式 …移動平均法による原価基準 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。) 時価のないもの …移動平均法による原価基準 ②デリバティブ …時価法 ③たな卸資産 主として個別法または総平均法による原価基準によっていますが、一部の在外連結子会社では、先入先出法による低価基準によっています。	(イ)重要な資産の評価基準および評価方法 ①有価証券 非連結子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ②デリバティブ 同左 ③たな卸資産 同左	(イ)重要な資産の評価基準および評価方法 ①有価証券 非連結子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。) 時価のないもの 同左 ②デリバティブ 同左 ③たな卸資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
	<p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 主として定率法を採用しておりますが、一部在外連結子会社は定額法を採用しています。</p> <p>ただし、当社では、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>2～44年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>—————</p>	建物及び構築物	3～50年	機械装置及び運搬具	2～44年	工具、器具及び備品	2～20年	<p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これによる損益に与える影響は、軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、5年間で均等償却する方法によっています。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p>	<p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>—————</p> <p>—————</p>
建物及び構築物	3～50年								
機械装置及び運搬具	2～44年								
工具、器具及び備品	2～20年								

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>②無形固定資産 定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。</p> <p>③工事損失引当金 一部の在外連結子会社では、工事損失の発生が明確になった年度に、その見積額を計上しています。</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③工事損失引当金 同左</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③工事損失引当金 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>④完成工事補償引当金</p> <p>完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、従来、完成工事補償引当金について、完成売上高の1/1000相当額を計上していましたが、当中間連結会計期間において無償補償費の見積額が増加したため、当中間連結会計期間より、完成工事売上高に対し将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、売上原価が122百万円増加して、売上総利益、営業利益、経常利益がそれぞれ同額減少し、税金等調整前中間純利益が315百万円減少しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>	—

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④退職給付引当金</p> <p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしています。</p> <p>また、一部の在外連結子会社では、中間期末の要支給額を計上しています。</p>	<p>⑤退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>④退職給付引当金</p> <p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしています。</p> <p>また、一部の在外連結子会社では、期末の要支給額を計上しています。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>⑤役員退職慰労引当金 当社は、役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく中間期末要支給額を計上しています。</p> <p>—————</p>	<p>⑥役員退職慰労引当金 —————</p> <p>(追加情報) 当社は、役員退職慰労金の支出に備えて内規に基づき要支給額を計上していましたが、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、役員の退任時に就任時から本定時株主総会終結までの在任期間に対応する退職慰労金を支給することを決議しました。 これに伴い、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金のうち、在任中の役員に対する未払額を、流動負債の「その他」に27百万円、長期未払金に406百万円計上しています。</p>	<p>⑤役員退職慰労引当金 当社は、役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>—————</p>
	<p>(二)重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、中間決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。</p>	<p>(二)重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>	<p>(二)重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ホ)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によつています。</p> <p>(ヘ)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によつています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によつています。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。</p> <p>a ヘッジ手段 …為替予約 ヘッジ対象 …外貨建預金</p> <p>b ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …借入金</p> <p>③ヘッジ方針 デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を各社財務部門にて行っており、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。</p>	<p>(ホ)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。</p> <p>ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …借入金</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p>	<p>(ホ)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。</p> <p>a ヘッジ手段 …為替予約 ヘッジ対象 …外貨建予定取引</p> <p>b ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …借入金</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。</p> <p>(ト)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ①売上高の計上基準 主として、工事完成基準によっていますが、一部の在外連結子会社では長期請負工事について、工事進行基準によっています。</p> <p>②消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p>	<p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(ト)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ①売上高の計上基準 同左</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>	<p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(ト)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ①売上高の計上基準 同左</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は59,692百万円です。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しています。</p>	———	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は66,776百万円です。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しています。</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	———	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、36百万円減少しています。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、無形固定資産に含めていた「営業権」(前中間連結会計期間末2,048百万円)は、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しています。</p>	———
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外費用に区分掲記していた「訴訟費用」(当中間連結会計期間9百万円)は、当中間連結会計期間において営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しています。</p>	———
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「貸付金の回収による収入」(前中間連結会計期間15百万円)は、重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分掲記しています。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の部に区分掲記していた「未払金の増減額」(当中間連結会計期間112百万円)は、金額的重要性に乏しいため、当中間連結会計期間から「営業活動によるキャッシュ・フロー」の部の「その他」に含めて表示しています。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1	有形固定資産の減価償却累計額 18,350百万円	有形固定資産の減価償却累計額 19,431百万円	有形固定資産の減価償却累計額 18,155百万円
※2			担保資産および担保付債務 担保に供している資産は次のとおりです。 建物及び構築物 1,378百万円 機械装置及び運搬具 0 〃 土地 425 〃 <hr/> 計 1,805 〃 担保付債務は次のとおりです。 短期借入金 418百万円
3	保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っています。 借入金保証 フジテックエジプト CO., LTD. 16百万円 <hr/> 計 16 〃	保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っています。 借入金保証 フジテックエジプト CO., LTD. 15百万円 <hr/> 計 15 〃	保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っています。 借入金保証 フジテックエジプト CO., LTD. 17百万円 <hr/> 計 17 〃
※4	中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日残高に含まれています。 受取手形 206百万円 支払手形 29 〃 設備支払手形 217 〃 (流動負債「その他」)	中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日残高に含まれています。 受取手形 51百万円 支払手形 11 〃 設備支払手形 5 〃 (流動負債「その他」)	連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。 なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれています。 受取手形 170百万円 支払手形 24 〃 設備支払手形 485 〃 (流動負債「その他」)

(中間連結損益計算書関係)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。 給料手当 2,986百万円 賞与引当金繰入額 61 〃 退職給付費用 177 〃 貸倒引当金繰入額 55 〃	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。 給料手当 3,134百万円 賞与引当金繰入額 60 〃 退職給付費用 154 〃 貸倒引当金繰入額 61 〃	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。 給料手当 6,082百万円 賞与引当金繰入額 346 〃 退職給付費用 364 〃 貸倒引当金繰入額 194 〃
※2	固定資産売却益の内訳 建物及び構築物 3百万円 機械装置及び運搬具 6 〃 工具、器具及び備品 0 〃 土地 0 〃 計 10 〃	固定資産売却益の内訳 機械装置及び運搬具 0百万円 工具、器具及び備品 0 〃 計 0 〃	固定資産売却益の内訳 建物及び構築物 48百万円 機械装置及び運搬具 9 〃 工具、器具及び備品 0 〃 土地 7,838 〃 無形固定資産(土地利用権) 10 〃 計 7,906 〃 なお、上記金額には、大阪府茨木市の旧大阪製作所跡地売却益7,837百万円を含んでいます。
※3	減損損失戻入益 在外連結子会社における一部無形固定資産について実施した減損損失の所在国会計基準に基づく戻入益です。	減損損失戻入益 ——	減損損失戻入益 在外連結子会社における一部無形固定資産について実施した減損損失の所在国会計基準に基づく戻入益です。
※4	固定資産売却損の内訳 建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 6 〃 工具、器具及び備品 0 〃 土地 1 〃 計 8 〃	固定資産売却損の内訳 工具、器具及び備品 0百万円 計 0 〃	固定資産売却損の内訳 建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 8 〃 工具、器具及び備品 0 〃 土地 1 〃 計 11 〃
※5	固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 374百万円 機械装置及び運搬具 98 〃 工具、器具及び備品 24 〃 計 497 〃 なお、上記金額には、旧大阪製作所の有姿除却448百万円を含んでいます。	固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 1 〃 工具、器具及び備品 3 〃 計 6 〃	固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 447百万円 機械装置及び運搬具 206 〃 工具、器具及び備品 44 〃 無形固定資産(ソフトウェア) 0 〃 計 698 〃 なお、上記金額には、大阪府茨木市の旧大阪製作所に係る建物等の除却損476百万円を含んでいます。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	93,767	—	—	93,767

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	137	5	—	143

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	468	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	468	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月6日

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	93,767	—	—	93,767

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	153	8	—	162

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	655	7.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	468	5.00	平成19年9月30日	平成19年12月3日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	93,767	—	—	93,767

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	137	15	—	153

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	468	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月10日 取締役会	普通株式	468	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	655	7.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預金 勘定 19,365百万円	現金及び預金 勘定 19,467百万円	現金及び預金 勘定 23,317百万円
預入期間が3 か月を超える 定期預金 △644 "	預入期間が3 か月を超える 定期預金 △6,965 "	預入期間が3 か月を超える 定期預金 △4,480 "
現金及び現金 同等物 18,720 "	現金及び現金 同等物 12,502 "	現金及び現金 同等物 18,836 "

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び運搬具</td> <td>762</td> <td>494</td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>工具、器具 及び備品</td> <td>358</td> <td>220</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,121</td> <td>715</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>135百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>270 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>405 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>(3) 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>70 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	機械装置 及び運搬具	762	494	267	工具、器具 及び備品	358	220	137	合計	1,121	715	405	1年内	135百万円	1年超	270 "	合計	405 "	支払リース料	70百万円	減価償却費相当額	70 "	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び運搬具</td> <td>762</td> <td>571</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>工具、器具 及び備品</td> <td>298</td> <td>219</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,060</td> <td>790</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>144 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>270 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>66百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>66 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	機械装置 及び運搬具	762	571	191	工具、器具 及び備品	298	219	78	合計	1,060	790	270	1年内	125百万円	1年超	144 "	合計	270 "	支払リース料	66百万円	減価償却費相当額	66 "	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期 末 残 高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び運搬具</td> <td>762</td> <td>532</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>工具、器具 及び備品</td> <td>319</td> <td>212</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,082</td> <td>745</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table> <p>取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>130百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>206 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>336 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>(3) 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>139百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>139 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期 末 残 高 相当額 (百万円)	機械装置 及び運搬具	762	532	229	工具、器具 及び備品	319	212	107	合計	1,082	745	336	1年内	130百万円	1年超	206 "	合計	336 "	支払リース料	139百万円	減価償却費相当額	139 "
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																																													
機械装置 及び運搬具	762	494	267																																																																													
工具、器具 及び備品	358	220	137																																																																													
合計	1,121	715	405																																																																													
1年内	135百万円																																																																															
1年超	270 "																																																																															
合計	405 "																																																																															
支払リース料	70百万円																																																																															
減価償却費相当額	70 "																																																																															
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																																													
機械装置 及び運搬具	762	571	191																																																																													
工具、器具 及び備品	298	219	78																																																																													
合計	1,060	790	270																																																																													
1年内	125百万円																																																																															
1年超	144 "																																																																															
合計	270 "																																																																															
支払リース料	66百万円																																																																															
減価償却費相当額	66 "																																																																															
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期 末 残 高 相当額 (百万円)																																																																													
機械装置 及び運搬具	762	532	229																																																																													
工具、器具 及び備品	319	212	107																																																																													
合計	1,082	745	336																																																																													
1年内	130百万円																																																																															
1年超	206 "																																																																															
合計	336 "																																																																															
支払リース料	139百万円																																																																															
減価償却費相当額	139 "																																																																															
<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	6百万円	1年超	0 "	合計	7 "	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>66百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>59 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>126 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	66百万円	1年超	59 "	合計	126 "	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	4百万円	1年超	7 "	合計	12 "																																																												
1年内	6百万円																																																																															
1年超	0 "																																																																															
合計	7 "																																																																															
1年内	66百万円																																																																															
1年超	59 "																																																																															
合計	126 "																																																																															
1年内	4百万円																																																																															
1年超	7 "																																																																															
合計	12 "																																																																															

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差 額 (百万円)
(1) 株式	3,065	8,390	5,324
(2) その他	2	2	0
計	3,068	8,392	5,324

3 時価のない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

- (1) その他有価証券
非上場株式 129百万円
非上場外国債券 2 //
- (2) 非連結子会社株式および関連会社株式 643 //

II 当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差 額 (百万円)
(1) 株式	3,005	6,770	3,765
(2) その他	2	2	0
計	3,007	6,773	3,765

3 時価のない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

- (1) その他有価証券
非上場株式 130百万円
非上場外国債券 2 //
その他 95 //
- (2) 非連結子会社株式および関連会社株式 634 //

Ⅲ 前連結会計年度末(平成19年3月31日)

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 株式	3,013	7,930	4,917
(2) その他	1	2	0
計	3,014	7,932	4,917

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて469百万円減損処理を行っています。
なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

3 時価のない主な有価証券の内容および連結貸借対照表計上額

- (1) その他有価証券
 - 非上場株式 130百万円
 - 非上場外国債券 2 //
- (2) 非連結子会社株式および関連会社株式 643 //

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計期間末 (平成19年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	スワップ取引	2,673	5	5	2,673	210	210	2,673	104	104
合計		2,673	5	5	2,673	210	210	2,673	104	104

- (注) 1 時価の算定方法
スワップ取引……取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。
- 2 上記通貨スワップ取引は、連結会社間における金銭債権債務に係る為替リスクを軽減するため、契約を締結したものです。
- 3 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当企業集団はエレベータ、エスカレータおよび立体駐車設備等各種電気輸送機の生産、販売、据付、保守を一貫して行う専門メーカーとして、単一の事業活動を営んでいるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	南アジア (百万円)	東アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	19,469	10,639	915	4,161	11,719	46,904	—	46,904
(2) セグメント間の 内部売上高	2,402	14	25	136	599	3,178	(3,178)	—
計	21,872	10,653	940	4,298	12,318	50,083	(3,178)	46,904
営業費用	21,364	10,823	954	3,905	11,065	48,113	(3,095)	45,017
営業利益または 営業損失(△)	508	△170	△13	392	1,252	1,969	(82)	1,887

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	南アジア (百万円)	東アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	20,412	11,137	665	5,139	11,711	49,065	—	49,065
(2) セグメント間の 内部売上高	1,768	14	6	127	561	2,479	(2,479)	—
計	22,180	11,151	672	5,267	12,272	51,544	(2,479)	49,065
営業費用	21,535	11,235	670	4,776	11,561	49,779	(2,465)	47,314
営業利益または 営業損失(△)	644	△83	2	491	711	1,765	(13)	1,751

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	日 本 (百万円)	北 米 (百万円)	欧 州 (百万円)	南アジア (百万円)	東アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連 結 (百万円)
売 上 高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	46,296	21,660	1,664	8,492	26,602	104,716	—	104,716
(2) セグメント間の 内部売上高	4,501	29	38	261	1,234	6,065	(6,065)	—
計	50,797	21,689	1,702	8,754	27,837	110,781	(6,065)	104,716
営 業 費 用	49,738	21,745	1,723	7,882	25,567	106,656	(5,977)	100,679
営業利益または 営業損失(△)	1,058	△55	△20	872	2,270	4,124	(87)	4,037

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ

(3) 南アジア……シンガポール、インドネシア

(4) 東アジア……中国、香港、台湾、韓国

3 追加情報

(前中間連結会計期間)

該当事項はありません。

(当中間連結会計期間)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4 (ハ) ④に記載のとおり、完成工事補償引当金については、当社は、従来、完成売上高の1/1000相当額を計上していましたが、当中間連結会計期間より、完成工事売上高に対し将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上する方法に変更しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「日本」の営業費用が122百万円増加し、営業利益が同額減少しています。

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	北南米	南アジア	東アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	10,719	4,277	11,077	1,558	27,632
II 連結売上高(百万円)					46,904
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.9	9.1	23.6	3.3	58.9

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	北南米	南アジア	東アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	11,388	5,139	10,643	1,545	28,718
II 連結売上高(百万円)					49,065
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.2	10.5	21.7	3.1	58.5

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	北南米	南アジア	東アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	22,125	8,608	25,148	3,132	59,014
II 連結売上高(百万円)					104,716
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.2	8.2	24.0	3.0	56.4

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国または地域

(1) 北南米………米国、カナダ、アルゼンチン、ベネズエラ

(2) 南アジア………シンガポール、フィリピン、マレーシア

(3) 東アジア………中国、香港、台湾、韓国

(4) その他の地域………欧州、中近東

3 海外売上高は、当社および連結子会社の日本以外の国または地域における売上高です。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 637円57銭	1株当たり純資産額 723円53銭	1株当たり純資産額 713円27銭
1株当たり中間 純利益金額 6円76銭	1株当たり中間 純利益金額 12円36銭	1株当たり当期 純利益金額 77円32銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 算定上の基礎

(1) 1株当たり中間(当期)純利益金額

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益金額 (百万円)	633	1,157	7,245
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	5
(うち利益処分による 従業員奨励及び福利基金) (百万円)	(—)	(—)	(5)
普通株式に係る中間 (当期)純利益金額 (百万円)	633	1,157	7,239
普通株式の期中平均株式数 (千株)	93,626	93,609	93,622

(2) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	64,208	72,695	71,786
純資産の部の合計額から 控除する金額 (百万円)	4,516	4,969	5,014
(うち少数株主持分) (百万円)	(4,516)	(4,969)	(5,008)
(うち利益処分による 従業員奨励及び福利基金) (百万円)	(—)	(—)	(5)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額 (百万円)	59,692	67,726	66,771
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式数 (千株)	93,624	93,605	93,613

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(固定資産の譲渡)</p> <p>当社は、本社、研究開発および生産の各機能を大阪府茨木市から滋賀県彦根市に集約・統合したことに伴い、平成18年8月10日開催の取締役会において、大阪府茨木市所在の旧大阪製作所跡地を譲渡することを決議し、平成18年11月29日に譲渡契約を締結しました。</p> <p>1. 譲渡先名 株式会社大京</p> <p>2. 譲渡資産の内容 土地 23,869.83㎡ 所在地 大阪府茨木市庄一丁目 現況 旧大阪製作所跡地</p> <p>3. 譲渡の時期 平成18年12月27日までに引渡し</p> <p>4. 譲渡価格 8,328百万円</p> <p>なお、当期において、当該譲渡による固定資産売却益8,000百万円を特別利益として見込んでいます。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,302		1,240		1,661	
2 受取手形	※3	2,722		1,890		4,132	
3 売掛金		7,200		8,135		9,712	
4 たな卸資産		11,236		12,220		8,622	
5 繰延税金資産		1,416		657		947	
6 その他		2,745		825		5,943	
貸倒引当金		△50		△39		△82	
流動資産合計		26,573	34.2	24,930	32.0	30,938	38.8
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物		8,416		11,422		11,521	
(2) 土地		6,645		6,590		6,578	
(3) その他		6,558	27.9	4,036	28.3	4,109	27.8
2 無形固定資産		784	1.0	792	1.0	782	1.0
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		8,519		6,995		8,060	
(2) 関係会社株式		8,386		8,487		8,484	
(3) 関係会社出資金		3,030		3,611		3,243	
(4) 長期貸付金		3,149		7,827		3,195	
(5) 繰延税金資産		4,468		2,550		2,106	
(6) その他		2,384		2,151		2,211	
貸倒引当金		△1,329	36.9	△1,440	38.7	△1,451	32.4
固定資産合計		51,014	65.8	53,024	68.0	48,841	61.2
資産合計		77,588	100.0	77,955	100.0	79,779	100.0

区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	※3	1,435		1,345		1,366	
2 買掛金		4,874		5,880		6,014	
3 短期借入金		9,236		4,254		7,938	
4 一年以内に返済予定 の長期借入金		2,100		—		—	
5 賞与引当金		256		244		983	
6 完成工事補償引当金		9		324		25	
7 未払法人税等		220		399		458	
8 前受金		2,648		2,372		1,794	
9 その他	※3 ※4	2,709		1,580		3,178	
流動負債合計		23,491	30.3	16,402	21.0	21,760	27.3
II 固定負債							
1 長期借入金		4,473		7,936		4,473	
2 退職給付引当金		4,724		4,566		4,280	
3 役員退職慰労引当金		200		—		437	
4 その他		5		410		5	
固定負債合計		9,404	12.1	12,912	16.6	9,196	11.5
負債合計		32,895	42.4	29,315	37.6	30,956	38.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		12,533	16.1	12,533	16.1	12,533	15.7
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		14,565		14,565		14,565	
資本剰余金合計		14,565	18.8	14,565	18.7	14,565	18.2
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		1,337		1,337		1,337	
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		900		900		900	
研究開発積立金		800		800		800	
建物圧縮積立金		91		—		—	
土地圧縮積立金		201		—		—	
固定資産圧縮 積立金		—		3,633		3,696	
特別償却準備金		8		4		5	
別途積立金		9,700		9,700		9,700	
繰越利益剰余金		1,494		3,044		2,473	
利益剰余金合計		14,533	18.7	19,419	24.9	18,912	23.7
4 自己株式		△97	△0.1	△113	△0.2	△106	△0.1
株主資本合計		41,535	53.5	46,405	59.5	45,905	57.5
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		3,158	4.1	2,233	2.9	2,916	3.7
2 繰延ヘッジ損益		△0	△0.0	1	0.0	0	0.0
評価・換算差額等 合計		3,157	4.1	2,234	2.9	2,917	3.7
純資産合計		44,692	57.6	48,640	62.4	48,822	61.2
負債純資産合計		77,588	100.0	77,955	100.0	79,779	100.0

② 【中間損益計算書】

区 分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高			21,872 100.0		22,180 100.0		50,797 100.0
II 売上原価			16,884 77.2		16,794 75.7		40,356 79.4
売上総利益			4,987 22.8		5,385 24.3		10,441 20.6
III 販売費及び 一般管理費			4,479 20.5		4,741 21.4		9,382 18.5
営業利益			508 2.3		644 2.9		1,058 2.1
IV 営業外収益	※1		1,588 7.3		1,722 7.8		2,043 4.0
V 営業外費用	※2		361 1.6		118 0.5		796 1.6
経常利益			1,735 8.0		2,248 10.2		2,305 4.5
VI 特別利益	※4		27 0.1		29 0.1		7,843 15.5
VII 特別損失	※5		984 4.5		406 1.9		1,229 2.4
税引前中間(当期) 純利益			778 3.6		1,870 8.4		8,919 17.6
法人税、住民税 及び事業税		60		394		359	
法人税等調整額		83	143 0.7	314	708 3.2	3,078	3,437 6.8
中間(当期)純利益			635 2.9		1,162 5.2		5,481 10.8

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本													
	資本金	資本剰余金		利益剰余金								自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金									利益剰余金合計
					配当準備積立金	研究開発積立金	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	96	201	12	9,700	1,345	14,393	△93	41,398
中間会計期間中の変動額														
建物圧縮積立金の取崩(注)							△4				4	—		—
特別償却準備金の取崩(注)									△3		3	—		—
剰余金の配当(注)											△468	△468		△468
役員賞与(注)											△26	△26		△26
中間純利益											635	635		635
自己株式の取得													△4	△4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)														
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	—	—	△4	—	△3	—	148	140	△4	136
平成18年9月30日残高(百万円)	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	91	201	8	9,700	1,494	14,533	△97	41,535

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	3,676	—	3,676	45,075
中間会計期間中の変動額				
建物圧縮積立金の取崩(注)				—
特別償却準備金の取崩(注)				—
剰余金の配当(注)				△468
役員賞与(注)				△26
中間純利益				635
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△518	△0	△518	△518
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△518	△0	△518	△382
平成18年9月30日残高(百万円)	3,158	△0	3,157	44,692

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金		利益剰余金								自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計		
					配当準備積立金	研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,696	5	9,700	2,473	18,912	△106	45,905
中間会計期間中の変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩							△63			63	—		—
特別償却準備金の取崩								△1		1	—		—
剰余金の配当										△655	△655		△655
中間純利益										1,162	1,162		1,162
自己株式の取得												△6	△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)													
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	—	—	△63	△1	—	571	507	△6	500
平成19年9月30日残高(百万円)	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,633	4	9,700	3,044	19,419	△113	46,405

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	2,916	0	2,917	48,822
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△655
中間純利益				1,162
自己株式の取得				△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△683	0	△682	△682
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△683	0	△682	△182
平成19年9月30日残高(百万円)	2,233	1	2,234	48,640

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本														自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金												
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計			
					配当準備積立金	研究開発積立金	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	96	201	—	12	9,700	1,345	14,393	△93	41,398	
事業年度中の変動額																
建物圧縮積立金の取崩(注)								△4				4	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩												85	—		—	
固定資産圧縮積立金の積立												△3,488	—		—	
固定資産圧縮積立金振替								△91	△201	293		—	—		—	
特別償却準備金の取崩(注)												3	—		—	
特別償却準備金の取崩												3	—		—	
剰余金の配当 (注)												△468	△468		△468	
剰余金の配当												△468	△468		△468	
役員賞与 (注)												△26	△26		△26	
当期純利益												5,481	5,481		5,481	
自己株式の取得														△12	△12	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)																
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	—	△96	△201	3,696	△6	—	1,128	4,519	△12	4,506	
平成19年3月31日残高 (百万円)	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	—	—	3,696	5	9,700	2,473	18,912	△106	45,905	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,676	—	3,676	45,075
事業年度中の変動額				
建物圧縮積立金の取崩 (注)				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金振替				—
特別償却準備金の取崩 (注)				—
特別償却準備金の取崩				—
剰余金の配当 (注)				△468
剰余金の配当				△468
役員賞与 (注)				△26
当期純利益				5,481
自己株式の取得				△12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	△759	0	△758	△758
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△759	0	△758	3,747
平成19年3月31日残高 (百万円)	2,916	0	2,917	48,822

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準および評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 …移動平均法による原価基準 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。) 時価のないもの …移動平均法による原価基準</p> <p>(2) デリバティブ …時価法</p> <p>(3) たな卸資産 半製品・原材料・貯蔵品 …総平均法による原価基準 製品・仕掛品・仕掛工事 …個別法による原価基準</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 半製品・原材料・貯蔵品 同左 製品・仕掛品・仕掛工事 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 半製品・原材料・貯蔵品 同左 製品・仕掛品・仕掛工事 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び車両運搬具 2～17年 工具、器具及び備品 2～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び車両運搬具 2～15年 工具、器具及び備品 2～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(少額減価償却資産) 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却をしています。</p> <p>————</p> <p>————</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。</p>	<p>(少額減価償却資産) 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これによる損益に与える影響は、軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が到達した事業年度の翌事業年度より、5年間で均等償却する方法によっています。 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(少額減価償却資産) 同左</p> <p>————</p> <p>————</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 完成工事補償引当金 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。 (追加情報) 従来、完成工事補償引当金について、完成売上高の1/1000相当額を計上していましたが、当中間会計期間において無償補償費の見積額が増加したため、当中間会計期間より、完成工事売上高に対し将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上する方法に変更しました。 この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、売上原価が122百万円増加して、売上総利益、営業利益、経常利益がそれぞれ同額減少し、税引前中間純利益が315百万円減少しています。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 完成工事補償引当金 完成工事の無償補償費に充てるため、完成売上高の1/1000相当額を計上しています。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しています。</p> <p>—————</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 —————</p> <p>(追加情報) 当社は、役員の退職慰労金の支出に備えて内規に基づき要支給額を計上していましたが、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、役員の退任時に就任時から本定時株主総会終結までの在任期間に対応する退職慰労金を支給することを決議しました。</p> <p>これに伴い、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金のうち、在任中の役員に対する未払額を、流動負債の「その他」に27百万円、長期未払金に406百万円計上しています。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>—————</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。 a ヘッジ手段 …為替予約 ヘッジ対象 …外貨建預金および外貨建債権債務 b ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を財務本部にて行っており、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。 ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。 a ヘッジ手段 …為替予約 ヘッジ対象 …外貨建営業債権 b ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象 …借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。</p> <p>従来の資本の部に相当する金額は44,693百万円です。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しています。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。</p> <p>従来の資本の部に相当する金額は48,821百万円です。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しています。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、36百万円減少しています。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1	有形固定資産の減価償却累計額 12,080百万円	有形固定資産の減価償却累計額 12,281百万円	有形固定資産の減価償却累計額 11,615百万円
2	保証債務 他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。 <u>借入金保証</u> フジテック アメリカINC.(米国) 3,949百万円 フジテック カナダINC.(カナダ) 742 〃 上海華昇富士達扶梯 有限公司(中国) 71 〃 フジテックエジプト CO.,LTD.(エジプト) 16 〃 <u>その他の支払保証</u> フジテック アメリカINC.(米国) 23 〃 フジテック UK LTD.(英国) 13 〃 フジテックドイツ GmbH(ドイツ) 3 〃 <u>計</u> 4,819 〃	保証債務 他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。 <u>借入金保証</u> フジテック アメリカINC.(米国) 1,442百万円 フジテック カナダINC.(カナダ) 922 〃 フジテックエジプト CO.,LTD.(エジプト) 15 〃 <u>その他の支払保証</u> フジテック カナダINC.(カナダ) 25 〃 フジテックドイツ GmbH(ドイツ) 3 〃 <u>計</u> 2,409 〃	保証債務 他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。 <u>借入金保証</u> フジテック アメリカINC.(米国) 3,954百万円 フジテック カナダINC.(カナダ) 687 〃 フジテックエジプト CO.,LTD.(エジプト) 17 〃 <u>その他の支払保証</u> フジテック カナダINC.(カナダ) 22 〃 フジテック ドイツ GmbH(ドイツ) 2 〃 <u>計</u> 4,685 〃
※3	中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれています。 受取手形 206百万円 支払手形 29 〃 設備支払手形 217 〃 (流動負債「その他」)	中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれています。 受取手形 51百万円 支払手形 11 〃 設備支払手形 5 〃 (流動負債「その他」)	当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。 なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれています。 受取手形 170百万円 支払手形 24 〃 設備支払手形 485 〃
※4	消費税等の取扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しています。	消費税等の取扱い 同左	———

(中間損益計算書関係)

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 59百万円 受取配当金 1,391 〃	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 68百万円 受取配当金 1,583 〃	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 136百万円 受取配当金 1,650 〃
※2	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 96百万円 貸倒引当金繰入額 217 〃	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 98百万円	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 214百万円 貸倒引当金繰入額 366 〃
3	減価償却実施額 有形固定資産 608百万円 無形固定資産 41 〃	減価償却実施額 有形固定資産 736百万円 無形固定資産 52 〃	減価償却実施額 有形固定資産 1,411百万円 無形固定資産 95 〃
※4	——	——	特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 土地 7,838百万円 建物 3 〃 その他 0 〃 <hr/> 計 7,842 〃 なお、上記金額には、大阪府茨木市の旧大阪製作所跡地売却益7,837百万円を含んでいます。
※5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 416百万円 固定資産除却損 468 〃 固定資産除却損には、旧大阪製作所の有姿除却448百万円を含んでいます。	特別損失のうち主要なもの 製品改修損失 396百万円	——

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	137	5	—	143

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	153	8	—	162

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	137	15	—	153

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1,121</td> <td style="text-align: right;">715</td> <td style="text-align: right;">405</td> </tr> </tbody> </table> <p>有形固定資産「その他」</p> <p>取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p>	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	1,121	715	405	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1,060</td> <td style="text-align: right;">790</td> <td style="text-align: right;">270</td> </tr> </tbody> </table> <p>有形固定資産「その他」</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	1,060	790	270	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期 末 残 高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1,082</td> <td style="text-align: right;">745</td> <td style="text-align: right;">336</td> </tr> </tbody> </table> <p>有形固定資産「その他」</p> <p>取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p>	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期 末 残 高 相当額 (百万円)	1,082	745	336
取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																		
1,121	715	405																		
取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																		
1,060	790	270																		
取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期 末 残 高 相当額 (百万円)																		
1,082	745	336																		
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">135百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">270 〃</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">405 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p>	1年内	135百万円	1年超	270 〃	合計	405 〃	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">144 〃</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">270 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p>	1年内	125百万円	1年超	144 〃	合計	270 〃	(2) 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">130百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">206 〃</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">336 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p>	1年内	130百万円	1年超	206 〃	合計	336 〃
1年内	135百万円																			
1年超	270 〃																			
合計	405 〃																			
1年内	125百万円																			
1年超	144 〃																			
合計	270 〃																			
1年内	130百万円																			
1年超	206 〃																			
合計	336 〃																			
(3) 支払リース料および減価償却費相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70 〃</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	70百万円	減価償却費相当額	70 〃	(3) 支払リース料および減価償却費相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">66百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">66 〃</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	66百万円	減価償却費相当額	66 〃	(3) 支払リース料および減価償却費相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">139百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">139 〃</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	139百万円	減価償却費相当額	139 〃						
支払リース料	70百万円																			
減価償却費相当額	70 〃																			
支払リース料	66百万円																			
減価償却費相当額	66 〃																			
支払リース料	139百万円																			
減価償却費相当額	139 〃																			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																		

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間および前事業年度のいずれにおいても子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 477円37銭	1株当たり純資産額 519円63銭	1株当たり純資産額 521円54銭
1株当たり中間 純利益金額 6円78銭	1株当たり中間 純利益金額 12円42銭	1株当たり 当期純利益金額 58円55銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 算定上の基礎

(1) 1株当たり中間(当期)純利益金額

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益金額 (百万円)	635	1,162	5,481
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益金額 (百万円)	635	1,162	5,481
普通株式の期中平均株式数 (千株)	93,626	93,609	93,622

(2) 1株当たり純資産額

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	44,692	48,640	48,822
純資産の部の合計額から 控除する金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額 (百万円)	44,692	48,640	48,822
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式数 (千株)	93,624	93,605	93,613

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(固定資産の譲渡)</p> <p>当社は、本社、研究開発および生産の各機能を大阪府茨木市から滋賀県彦根市に集約・統合したことに伴い、平成18年8月10日開催の取締役会において、大阪府茨木市所在の旧大阪製作所跡地を譲渡することを決議し、平成18年11月29日に譲渡契約を締結しました。</p> <p>1. 譲渡先名 株式会社大京</p> <p>2. 譲渡資産の内容 土地 23,869.83㎡ 所在地 大阪府茨木市庄一丁目 現況 旧大阪製作所跡地</p> <p>3. 譲渡の時期 平成18年12月27日までに引渡し</p> <p>4. 譲渡価格 8,328百万円</p> <p>なお、当期において、当該譲渡による固定資産売却益8,000百万円を特別利益として見込んでいます。</p>		

(2) 【その他】

平成19年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- (1) 中間配当による配当金の総額 468百万円
- (2) 1株当たりの金額 5円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日および支払開始日 平成19年12月3日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | | |
|-------------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書および
その添付書類 | 事業年度
(第60期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正報告書（上記(1)有価証券報告書の訂正報告書） | | | 平成19年10月5日
関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録書（社債）およびその添付書類 | | | 平成19年10月19日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

フジテック株式会社
取締役会 御中

有恒監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 掛 勝 之 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 洲 崎 篤 史 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月29日に固定資産の譲渡契約を締結し、当該譲渡に伴う固定資産売却益8,000百万円を特別利益として見込んでいる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

フジテック株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 掛 勝 之 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 洲 崎 篤 史 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 馬 場 泰 徳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

フジテック株式会社
取締役会 御中

有恒監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 掛 勝 之 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 洲 崎 篤 史 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フジテック株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月29日に固定資産の譲渡契約を締結し、当該譲渡に伴う固定資産売却益8,000百万円を特別利益として見込んでいる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

フジテック株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 掛 勝 之 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 洲 崎 篤 史 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 馬 場 泰 徳 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フジテック株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。